

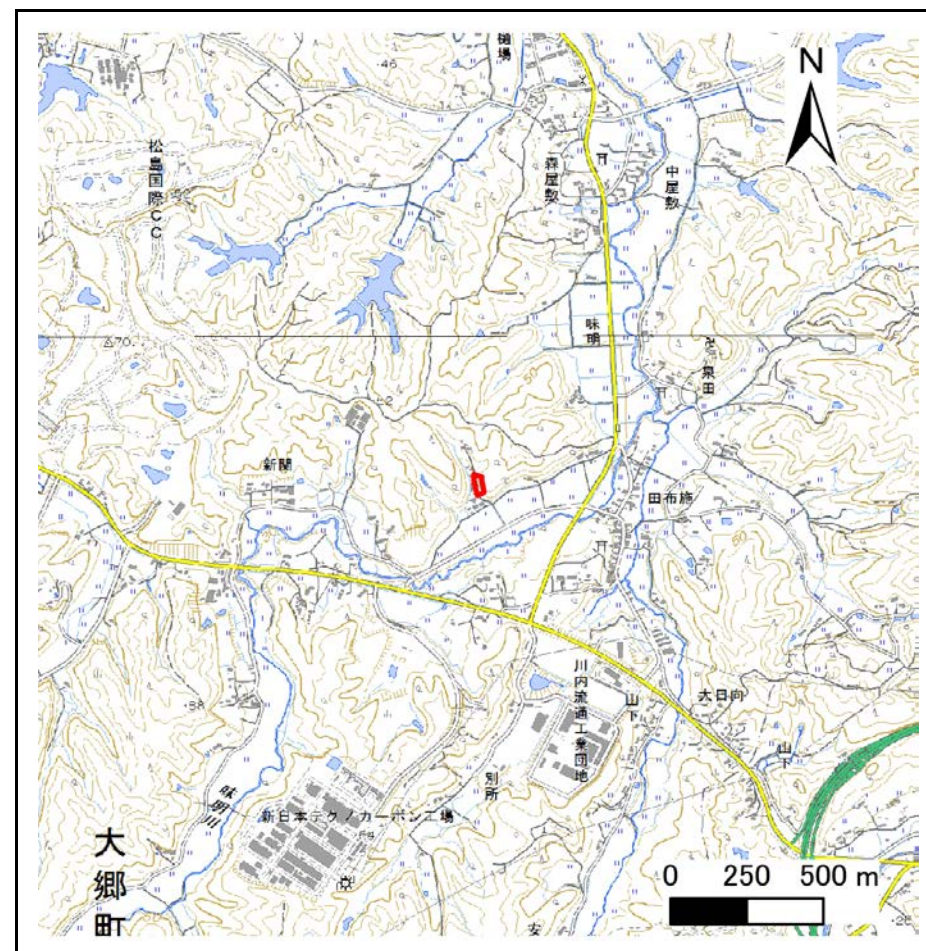
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第39号
告示年月日	令和2年1月17日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅲ-自-0352(1331000352)
箇所名	力田山の2
所在地	黒川郡大郷町味明字力田山
調査機関	宮城県仙台土木事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第202号)

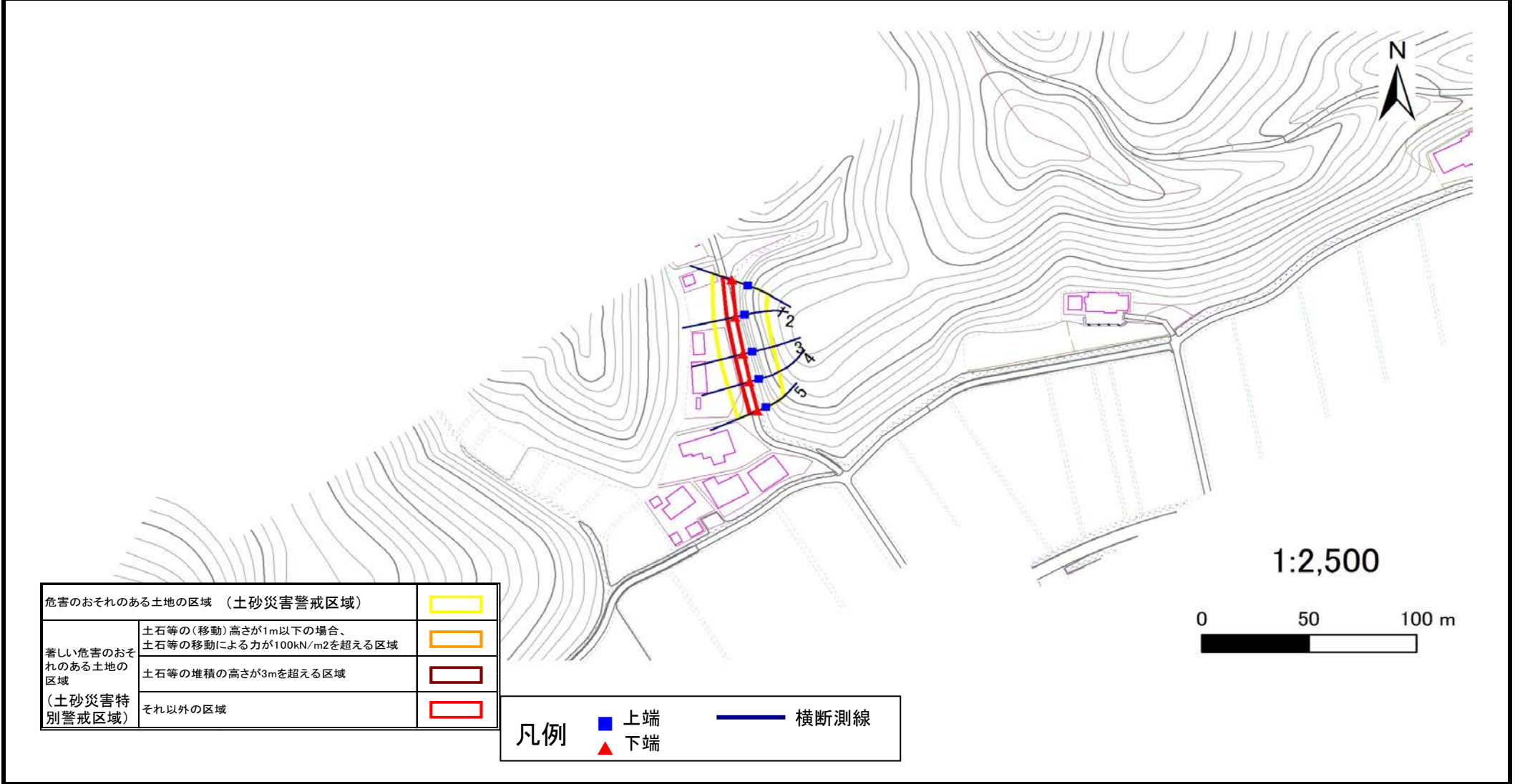
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第39号
告示年月日	令和2年1月17日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成30年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	Ⅲ-自-0352(1331000352)	箇所名	力田山の2	所在地	黒川郡大郷町味明字力田山
---------	------	----------------------	-----	-------	-----	--------------



危害のおそれのある土地の区域 (土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域 (土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
それ以外の区域		

凡例		上端		横断測線
		下端		

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

告示番号	宮城県告示第39号
告示年月日	令和2年1月17日

急傾斜地の位置	箇所番号	Ⅲ-自-0352(1331000352)	箇所名	力田山の2	所在地	黒川郡大郷町味明字力田山
---------	------	----------------------	-----	-------	-----	--------------

横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	-	-	58.3	1.0	-	-	10.3	2.1	~								
2 ~ 3	-	-	51.7	1.0	-	-	10.7	2.2	~								
3 ~ 4	-	-	50.9	1.0	-	-	10.7	2.2	~								
4 ~ 5	-	-	50.9	1.0	-	-	10.4	2.1	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								